省令

○厚生労働省令第二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第一号ト中「又は平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号ト中「又は平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号ヘ中「又は平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第三号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則

（警備業の要件に関する規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「若しくは第十号の五」を「、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九」に改め、「第六十条の五第一項」の下に「、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

一　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）第二条第八号

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第七条第八号

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条第八号

四　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）第八号

五　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）第一条第八号

六　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第三条第八号

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「は計量法第七十一条の条件に合格した」を「は日本工業規格C一五一〇に定める」に改める。

附　則

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。